そのため、確かに遺言者の生存中に関する遺言無効確認は、未だ遺言から何らの法律関係も発生していないため、「法律関係」の確認とはいえない。しかし、遺言者が認知症を患っており、既に遺言内容の変更の可能性がないことからすれば、遺言の内容において不利に扱われている相続人の地位には既に侵害が発生しており、それを除去する必要性をも生じていると見ることができる。

よって、即時確定の利益の観点から、確認の訴えの利益を認めてもよかったのではないか、との批判がある。

参考事例（最判平１１・１・２１）

XとYが賃貸借契約を締結し、当該契約中に賃貸人であるYがXに対して賃料増額の調停を申し入れた。調停手続において、Yが敷金差し入れの事実を否定した。そこで、XがYを相手取って敷金の返還請求権を有することの確認を求める訴えを提起した。

問題の所在

建物賃貸借における敷金返還請求権は、賃貸借終了後、建物明渡がされたときにおいて、それまでに生じた敷金の被担保債権一切を控除しなお残額があることを条件として、その残額につき発生するものである。そのため、本件訴えの確認対象である、XがYに対して敷金返還請求権を取得するのは将来の事項であって、対象選択としての適切さを欠くのではないか。

あてはめ例

確かに、敷金返還請求権は賃貸借終了後、建物明渡時に初めて発生する権利であるから、現在の法律関係の確認とは言えないとも思える。

もっとも、本件では賃貸借契約存続中に、賃貸人であるYが保証金差し入れの事実自体を争っている。仮にYが返還する保証金の具体的な額について争っているのであれば、かかる額は建物明渡時にまで変動する可能性があるため、賃貸借契約存続中に具体的な返還額を確定することは無駄な訴訟となる。

しかし、保証金差し入れの事実の有無は、賃貸借契約存続中から契約終了後明渡時にかけて、変化しない事実である。そのため、今の時点で保証金を差し入れた事実の有無について確定することに実益がある。

そして、敷金返還請求権は、建物明渡後にそれまでに生じた敷金の被担保債権一切を控除しなお残額があることを条件として発生する、条件付現在の権利ということができる。よって、本件訴えは確認対象として適切であり、訴えの利益は認められる。

ここで差がつく！

Q 敷金返還請求権と確認の利益

仮に、敷金を差し入れた事実については争いがなく、具体的な敷金返還請求権の額についてのみ争いがある場合は、基本的には確認の利益は認められないだろう。なぜなら、賃貸借契約存続中のある一時点において敷金の返還額について確定したとしても、その後の賃借人の賃料の支払い状況や建物の使用状況に応じて、敷金の返還額は大いに変動するおそれがあるためである。

そのため、上記の判例は、敷金の差し入れの事実について争われていた事案だからこそ、「条件付きの現在の権利」という認定をしたと思われる。

参考事例（最判平１６・３・２５）

XがYに対して債務不存在確認訴訟を提訴した後に、当該訴訟手続内において、同様の債権についての支払請求の反訴が提起された。

論証例

債務不存在確認訴訟の手続内で、同一債権についての給付請求の反訴が提起された場合には、債務不存在確認訴訟は、方法選択の適否を欠いて、訴えの利益が消滅する。なぜなら、確認の訴えの確定判決には既判力しか生じない一方で、給付訴訟の確定判決には既判力に加え、執行力がある。そのため、給付訴訟の方が確認の訴えに比して、紛争の一回的解決に資するためである。

将来給付の訴えの利益

事実審の口頭弁論終結時より後に履行期が来るような給付を求める訴えについては、１３５条が「あらかじめその請求をする必要がある場合」に限り、提起することができると規定している。

「あらかじめその請求をする必要がある場合」とは、**義務者が既に義務の存在等を争っている場合、継続的・反復的債務について現に履行期にある部分に不履行がある場合**など、現時点で給付判決を得ておく必要性がある場合を指す。

また、判例（最判昭和５６年１２月１６日）では、将来給付の請求適格について、**①請求権の基礎となるべき事実関係および法律関係が既に存在し、その継続が予測**

<u>され②請求権の成否及びその内容につき債務者に有利な影響を生ずるような将来における事情の変動としては、あらかじめ明確に予測し得る場合に限られ③これについて請求異議の訴えによりその発生を証明してのみ執行を阻止し得るという負担を債務者に課しても格別不当とはいえない場合</u>という、厳格な要件を要求した。

ここで差がつく！

Q 請求適格と「あらかじめその請求をする必要がある場合」

判例が示した上記３要件と、「あらかじめその請求をする必要がある場合」という文言の関係性については、請求適格の検討 ⇒「あらかじめその請求をする必要がある場合」の要件を満たすかの検討の順で論文で示すのが受験生の大勢だと思われる。

また、請求適格についての上記３要件については、①は原告目線で、将来の給付を求める請求権について、現時点でしっかり立証できますか？という観点からの要件、②は被告目線から、将来給付を請求されている立場として、現時点でしっかり反論することは可能ですか？という観点からの要件である。例えば、賃貸借契約継続中に、賃借人が賃貸人へ敷金返還請求訴訟を提起したとする。この場合、被告である賃貸人の反論としては、賃借人による建物の損傷や、賃料の未払いなどがあげられるが、これらは今後発生するか不確定な事実であり、現時点では被告は十分な主張反論ができない。そのため、②の要件を満たさない、と考えるべきである。

このように、①要件と②要件は当該要件が要求されている理由が全く異なるので、なぜその要件が要求されているかをしっかり理解し、具体的な事実をあてはめられるようになりたい。

重複起訴（１４２条）

趣旨：<u>①被告の応訴の煩の防止　②訴訟不経済の防止　③既判力の矛盾抵触の防止</u>

要件：<u>①当事者の同一性　②審判対象の同一性</u>

効果：重複する訴えは、不適法却下

論証例

１４２条の趣旨は、被告の応訴の煩、訴訟不経済、既判力の矛盾抵触のそれぞれの防止にある。そうだとすれば、同一の「事件」といえるかは、**<u>当事者の同一性と審判対象の同一性によって判断される。</u>**

【相殺の抗弁と重複起訴】

参考事例（最判平３・１２・１７）

YがXに対して、α債権の給付を求める訴え（本訴）を提起。その後、XがYに対して、β債権の給付を求める訴え（別訴）を提起。本訴係属中に、別訴内でYがα債権を自働債権、β債権を受働債権とした相殺の抗弁を提起。

問題の所在

相殺の抗弁については、「相殺をもって対抗した額」について、既判力が生じる（１１４条２項）。そのため、本訴におけるα債権についての判断と、別訴において主張された相殺の抗弁内でのα債権についての判断が矛盾するおそれがあり、１４２条の趣旨が妥当するため、別訴における相殺の抗弁の主張は許されないのではないか。

論証例

相殺の抗弁は、「訴え」（１４２条）にはあたらないため、１４２条を直接適用することはできない。もっとも、１４２条の趣旨が既判力の矛盾抵触の防止にあること、相殺の抗弁についての判断には既判力が生じる（１１４条２項）ことからして、係属中の訴訟において訴訟物となっている債権を、自働債権として相殺の抗弁を主張する場面では、１４２条の趣旨が妥当し、類推適用される。

そのため、Yによる別訴内での相殺の抗弁の主張は、１４２条の類推適用によって、許されない。

ここで差がつく！

Q 訴え先行、抗弁後行型の理解

上記判例は、単に相殺の抗弁についての判断には既判力が生じるため、既判力の矛盾抵触の防止という趣旨が妥当することを理由に、１４２条の類推適用を認めた。もっとも、例えば本訴において審理が進んでいくうちに、Xが無資力であることが判明した場合などは、別訴における相殺の抗弁の主張を認める必要性は高くなる。なぜなら、Xが無資力である場合にはYは本訴で勝訴したとしても、執行が空振りに終わる可能性が高い。一方で、別訴における相殺の主張を認めてあげれば、仮にXが無資力であるとしても、実質的にα債権を回収できたことになる。したがって、基本的な結論を抑えつつ、事案の特殊性に応じて柔軟に考えることが求められる。